

**平成28年和光市議会12月定例会**

# **提出議案の概要**

**和光市**

諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担当	人権文化課
<p><b>【目的】</b></p> <p>人権擁護委員戸部恵一氏が平成28年9月30日をもって退任したことから、新たに柳下昇氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p>	

議案第 5 9 号	和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 5 号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 2 8 年政令第 2 2 6 号）の施行に伴い、和光市税条例等の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 市民税全般</p> <p>修正申告等の場合における延滞金の計算期間等に関する所要の改正。 〔第 3 5 条、第 4 0 条及び第 4 1 条関係〕</p> <p>個人市民税及び法人市民税において、申告をした後に減額更正され、その後更に増額更正又は修正申告があった場合、その増額部分に対する延滞金を計算する際、計算期間から一定の期間を控除します。</p> <p>(2) 個人市民税</p> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）に規定された、個人住民税所得割の納税義務者が支払を受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等について、条例において新たに取り扱いを規定します。 〔附則第 2 0 条の 2 及び附則第 2 0 条の 3 関係〕</p> <p>平成 2 7 年 1 1 月に公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）の間で結ばれた「日台民間租税取決め」により、日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当等について、日本国居住者が支払いを受けるものに係る所得に対し、申告分離課税により、3 %の所得割を課すものです。ただし、当該配当等に係る所得については、総合課税との選択制とします。</p> <p>(3) その他</p> <p>法改正に併せ、所要の規定を整備（条項ずれ修正、文言の削除等）します。 〔第 9 条、平成 2 7 年改正附則第 5 条〕</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成 2 9 年 1 月 1 日から施行します。</p>	

議案第60号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康支援課

【目的】

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）において国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行います。また、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が公布されたことに基づき、所要の条文整理を行うものです。

【主な内容】

1 課税限度額の引き上げ

(1) 改正箇所（第2条、第21条）

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	52万円	<u>54万円</u>	2万円
支援分	17万円	<u>19万円</u>	2万円
介護分	16万円	16万円	0万円
合計	85万円	<u>89万円</u>	4万円

※改正後の金額は、平成28年度法定額

(2) 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

2 所得税法等の一部改正への対応

(1) 改正箇所（条例附則第10項、第11項）

特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるよう条文整理を行うものです。

(2) 施行期日

平成29年1月1日から施行します。

議案第 6 1 号	和光市債権管理条例を定めることについて
担 当	収納課
<p><b>【目的】</b></p> <p>市の税外債権については、現年度分の収納率は概ね高い水準にあるものの、適切な整理による滞納繰越額の削減が図られていない現状があります。そのため、今後は各債権所管課の体制強化や債権管理及び徴収に関するノウハウの獲得・スキルアップ等を図り、市が一丸となって取り組んでいく必要があります。</p> <p>そこで、市の税外債権の適正な管理と適切な整理による滞納繰越額の圧縮を図るために、統一的な基準として「和光市債権管理指針」を策定し、当該指針に基づき具体的な手続きを的確に進めるために「和光市債権管理条例」を定めるものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 条例の概要</p> <p>(1)〔第 1 条～第 4 条〕</p> <p>「目的」、「定義」といった一般的な事項を定めます。</p> <p>(2)〔第 5 条～第 1 4 条〕</p> <p>事務処理に関する事項を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 条「台帳の整備」</li> </ul> <p>税外債権全てを対象とし、施行規則と併せ、指針で定めた必須記載事項など適切な債権管理に必要な台帳整備方法の原則を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 6 条「督促」</li> </ul> <p>税外債権全てを対象とし、督促状の発送時期、指定期限について定めます。</p> <p>(3)〔第 7 条「滞納処分等」〕</p> <p>強制徴収公債権を対象とし、市税と同様に、法令に従い徴収や緩和措置について適切な事務処理を行うことを規定します。</p> <p>(4)〔第 8 条～第 1 3 条〕</p> <p>非強制徴収公債権と私債権を対象としていますが、これらは地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）に規定されているものと同じ内容を、手続きを分かり易くするために、改めて条例に定めるものです。</p> <p>(5)〔第 1 4 条「放棄」〕</p> <p>非強制徴収公債権と私債権について、適切かつ円滑に債権管理を進めるための市の基準として、債権額 1 0 0 万円未満の案件で、明らかに徴収不可能とされる</p>	

判断基準に該当する不良債権については放棄できる旨と、議会への報告義務を定めます。

2 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

議案第 6 2 号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
<p><b>【目的】</b></p> <p>介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 4 2 5 号）が平成 2 7 年 1 2 月に公布され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 改正の要点</p> <p>介護認定審査会の委員の任期はこれまで 2 年とされていましたが、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例で定めることができるようになったので、和光市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 5 号）について、和光市介護認定審査会委員の任期を 3 年と定めるものです。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。</p>	

議案第 6 3 号	和光市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	社会福祉課

**【目的】**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 4 2 6 号）が平成 2 7 年 1 2 月に公布され、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

**【内容】**

1 改正の要点

介護給付費等支給審査会の委員の任期はこれまで 2 年とされていましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 5 条第 1 項の改正により、2 年を超え 3 年以下の期間で市町村が条例で定めることができるようになったので、和光市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例（平成 1 8 年条例第 1 1 号）について、和光市介護給付費等支給審査会委員の任期を 3 年と定めるものです。

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。



議案第 6 4 号	和光市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	社会福祉課

**【目的】**

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 5 0 年厚生省令第 3 4 号）が改正になったことに伴い、所要の改正を行うものです。

**【内容】**

1 改正の要点

今回の改正は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令が改正になったことに伴い、児童福祉法に規定する施設へ入所した場合について、手当の対象外とするものです。

2 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

議案第 65 号	和光市農業委員会委員定数条例及び和光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	産業支援課（農業委員会事務局）

**【目的】**

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が、平成 28 年 4 月 1 日に改正施行されたことにより、農業委員の選出方法が公選制から市長が議会の同意を得たうえで任命する形に変更となること等に伴い、和光市農業委員会委員定数条例（昭和 29 年条例第 6 号）及び和光市実費弁償に関する条例（平成 3 年条例第 10 号）の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものです。

**【内容】**

1 改正の要点

(1) 和光市農業委員会委員定数条例の改正について

農業委員の選出方法が、選挙による選出から任命制になります。また、委員の定数が 8 人から 11 人になります。

(2) 和光市実費弁償に関する条例の改正について

農業委員会等に関する法律の改正に伴う条文整理を行います。

2 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

議案第66号	和光市下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を定めること について
担当	下水道課

【目的】

平成29年1月1日から施行される組織改正に伴い、下水道事業運営審議会の所管が上下水道部下水道課から上下水道部企業経営課に移管するため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

改正前

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

改正後

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部企業経営課において処理する。

2 施行期日

平成29年1月1日から施行します。

議案第 6 7 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項「路線廃止」の規定に基づき、路線の廃止を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>市道 5 2 4 号線及び市道 5 2 7 号線を廃止します。</p> <p>理由： 仮称「理研通り」を市道 1 1 3 号線として認定するに当たり、既存の市道 5 2 4 号線及び 5 2 7 号線の起終点を変更するため、道路を廃止するものです。</p>	
議案第 6 8 号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項「路線認定」の規定に基づき、路線の認定を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 1 1 3 号線の新規認定、市道 5 2 4 号線及び市道 5 2 7 号線の認定</li> </ul> <p>理由： 仮称「理研通り」は市道 2 0 0 2 号線交差点から市道 4 7 6 号線交差点までの外環側道内回りを市道 1 1 3 号線として認定とするもので、県管理区分の歩道部及び市道 5 2 4 号線、市道 5 2 7 号線の一部を市道 1 1 3 号線とし、併せて起終点を変更した市道 5 2 4 号線及び市道 5 2 7 号線を認定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 6 4 4 号線の新規認定</li> </ul> <p>理由： 開発行為により帰属された道路を市道路線として認定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 4 0 5 4 号線及び市道 4 1 0 7 号線の新規認定</li> </ul> <p>理由： 中央第二谷中土地区画整理事業に伴う新設道路を市道路線として道路認定するものです。</p>	

## 平成 2 8 年度補正予算の概要

議案第 6 9 号 平成 2 8 年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第 4 号)

議案第 7 0 号 平成 2 8 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算  
(第 2 号)

議案第 7 1 号 平成 2 8 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)

議案第 7 2 号 平成 2 8 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算  
(第 2 号)

(参考資料) 各基金の現在高表

議案第 7 3 号 平成 2 8 年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第69号 平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)

予 算 現 額	25,914,222千円
補 正 額	852,753千円
補正後予算額	26,766,975千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	33,000	2,208	35,208	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
9	施設等所在市町村調整交付金	400	87	487	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
15	特別障害者手当等給付費負担金	9,220	297	9,517	歳出における特別障害者・障害児福祉手当の増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社 会 福 祉 課
15	障害者自立支援給付費負担金	257,000	55,500	312,500	歳出における介護給付費等の増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社 会 福 祉 課
15	障害児入所給付費及び入所医療費等負担金	76,500	41,000	117,500	歳出における介護給付費等の増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社 会 福 祉 課
15	生活困窮者自立支援負担金	27,172	△ 1,116	26,056	歳出における主任相談支援員に係る費用について減額補正するため、歳入も減額補正するもの。(補助率:3/4)	社 会 福 祉 課
15	保育所運営費負担金	612,960	7,435	620,395	歳出における公定価格の単価引き上げに伴い、歳入も増額補正するもの。(国:1/2、県:1/4、市:1/4)	こども福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	生活保護費負担金	1,089,404	<b>52,909</b>	1,142,313	歳出における医療扶助費増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。(補助率:3/4)	社会福祉課
15	地域生活支援事業補助金	29,171	<b>4,009</b>	33,180	歳出における手話通訳の派遣数、移動支援、配食サービスの増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社会福祉課
15	臨時福祉給付金給付事業費補助金	27,000	<b>135,000</b>	162,000	低所得者への生活支援のために実施する給付金事業の支給原資として増額補正するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
15	臨時福祉給付金給付事務費補助金	35,764	<b>33,475</b>	69,239	臨時福祉給付金の支給事務費に対する補助金として増額補正するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
15	子ども・子育て支援交付金	88,399	<b>2,666</b>	91,065	歳出における利用者支援事業開設準備経費の増加に伴い、歳入も増額補正するもの。(補助率:1/3)	こども福祉課
15	認可化移行運営費支援事業補助金	0	<b>57</b>	57	補助対象施設に児童が在籍したため追加計上するもの。(補助率:1/2)	こども福祉課
15	保育対策総合支援事業費補助金	131,553	<b>6,044</b>	137,597	保育士の業務負担軽減として、保育所のICT化の推進を図るため、増額補正するもの。(補助率:3/4)	こども福祉課
15	社会資本整備総合交付金	274,000	<b>△ 26,000</b>	248,000	社会資本整備総合交付金の交付決定に基づき、減額補正するもの。	都市整備課
15	学校施設環境改善交付金(小学校分)	0	<b>46,638</b>	46,638	国の平成28年度一般会計第2次補正予算に係る学校施設環境改善交付金を利用するため追加計上するもの。	教育総務課
15	学校施設環境改善交付金(中学校分)	0	<b>18,943</b>	18,943	国の平成28年度一般会計第2次補正予算に係る学校施設環境改善交付金を利用するため追加計上するもの。	教育総務課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	障害者自立支援給付費負担金	129,375	27,750	157,125	歳出における介護給付費等の増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社会福祉課
16	障害児入所給付費及び入所医療費等負担金	38,250	20,500	58,750	歳出における介護給付費等の増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社会福祉課
16	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	60,600	△ 3,524	57,076	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
16	保育所運営費負担金	306,479	3,717	310,196	歳出における公定価格の単価引き上げに伴い、歳入も増額補正するもの。(国1/2、県1/4、市1/4)	こども福祉課
16	地域生活支援事業補助金	14,585	2,005	16,590	歳出における手話通訳の派遣数、移動支援、配食サービスの増額補正に伴い、歳入も増額補正するもの。	社会福祉課
16	埼玉県障害者生活支援事業補助金	14,821	782	15,603	歳出における在宅重度心身障害者手当が増加したことに伴い、歳入も増額補正するもの。	社会福祉課
16	埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金	114,777	△ 12,582	102,195	埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業等補助金について、埼玉県より補助金額の内示があったため差額を減額補正するもの。	長寿あんしん課
16	埼玉県障害福祉施設等支援事業補助金	240	120	360	重度身体障害者居宅改善整備費が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
16	利用者支援事業費補助金	13,377	2,666	16,043	歳出における利用者支援事業開設準備経費の増額に伴い、歳入も増額補正するもの。(補助率:1/3)	こども福祉課
16	認可化移行運営費支援事業補助金	0	28	28	補助対象施設に児童が在籍したため、追加計上するもの。(補助率:1/4)	こども福祉課



(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	乳幼児医療費支給事業補助金	48,357	1,638	49,995	乳幼児・子ども医療費が当初見込みを上回り扶助費が増加となるため、増額補正するもの。 (補助率:1/2)	こども福祉課
19	財政調整基金繰入金	42,182	88,001	130,183	財政調整基金現在高(補正後) 1,054,502千円	財政課
22	和光北インター第3公園整備事業債(公共分)	23,400	△ 23,400	0	和光北インター第3公園整備事業に対する社会資本整備総合交付金が減額したことから、公共事業等債を減額補正するもの。	財政課
22	和光北インター第3公園整備事業債(一般分)	0	42,100	42,100	和光北インター第3公園整備事業に対し、社会資本整備総合交付金が減額したことから、一般事業債を追加計上するもの。	財政課
22	第二中学校非構造部材耐震化事業債	0	50,800	50,800	第二中学校非構造部材耐震化事業の財源として、追加計上するもの。	財政課
22	広沢小学校校舎非構造部材耐震化事業債(補正予算債)	0	122,400	122,400	広沢小学校校舎非構造部材耐震化事業の財源として、追加計上するもの。	財政課
22	北原小学校非構造部材耐震化事業債(補正予算債)	0	121,000	121,000	北原小学校非構造部材耐震化事業の財源として、追加計上するもの。	財政課
22	第二中学校非構造部材耐震化事業債(補正予算債)	0	29,600	29,600	第二中学校非構造部材耐震化事業の財源として、追加計上するもの。	財政課

## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
	職員人件費 ※1議会費から10教育費までにある同名称事業の合算	3,312,250	△ 117,175	3,195,075	職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するもの。また、臨時職員賃金は、育児休業者や病気休業者による臨時職員の増加に対応するため増額補正するもの。 共済費については、想定よりも社会保険に加入する者が少なかったことにより減額補正するもの。 また、スポーツ青少年課、都市整備課及び学校教育課の超過勤務手当を増額補正するもの。	職員課
1	政務活動費	4,320	△ 600	3,720	政務活動費の不請求により、不用額が発生したため減額補正するもの。	議会事務局
2	参議院議員通常選挙	41,079	△ 5,667	35,412	選挙の執行が終了したため、残額を減額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
2	協働推進	3,723	△ 1,356	2,367	協働推進員の4月採用の応募者がなく、雇用開始が10月となったことから不用額を減額補正するもの。	市民活動推進課
3	在宅障害者支援	810,775	204,181	1,014,956	医師意見書の件数、手話通訳の派遣数が増加したため、増額補正するもの。 在宅重度心身障害者手当、特別障害者・障害児福祉手当、重度身体障害者居宅改善整備費補助、介護給付費等、移動支援が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	在宅障害者地域支援	21,519	2,091	23,610	配食サービス、障害者自動車燃料費が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	地域密着型サービス拠点等整備	145,677	△ 12,582	133,095	ランドデザイン南エリアに新設する定期巡回訪問介護・看護サービスについて既設の物件を事務所として使用することで改修事業が不要となった。また、ランドデザイン北エリアに新設する看護小規模多機能型施設について予算計上時の設計に変更があったため、補助金額を減額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	介護保険特別会計繰出金	591,348	423	591,771	介護保険特別会計の地域支援事業費の増額補正に伴い、市の法定負担分も増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療	437,254	△ 1,368	435,886	広域連合へ納付する共通経費負担金について、平成28年度負担金額が決定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療特別会計繰出金	80,802	△ 4,699	76,103	県より支出される保険料軽減額の3/4を補填する保険事業基盤安定負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	臨時福祉給付金支給	83,764	168,475	252,239	低所得者への生活支援のために実施する給付金事業の支給原資及び支給事務費を増額補正するもの。(補助率:10/10)	福祉政策課
3	ネウボラ	132,455	8,000	140,455	中央圏域の待機児童解消及び相談機能の強化のため、中央子育て世代包括支援センターを廃止し、新たに(仮称)本町子育て世代包括支援センターを開設するため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	乳幼児・子ども医療費助成	326,629	27,528	354,157	乳幼児・子ども医療費が当初見込みより増加しており、予算に不足が生じるため増額補正するもの。	こども福祉課
3	教育・保育施設及び地域型保育事業等運営	1,819,409	43,471	1,862,880	保育士の業務負担軽減として、保育所のICT化の推進を図るため、増額補正するもの。(国:3/4、市:1/4) また、公定価格の単価の引き上げのため、小規模保育事業所負担金について増額補正するもの。(国:1/2、県:1/4、市:1/4)	こども福祉課
3	公設民営保育事業運営	713,892	1,660	715,552	保育士の業務負担軽減として、保育所のICT化の推進を図るため、増額補正するもの。(国:3/4、市:1/4)	こども福祉課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	生活保護	1,502,802	70,545	1,573,347	生活保護受給人員増加により医療扶助費を増額補正するもの。	社会福祉課
3	生活困窮者自立促進支援	64,561	△ 1,488	63,073	平成28年度上半期の主任相談支援員に係る不要額について、減額補正するもの。	社会福祉課
8	道路維持	82,048	9,200	91,248	市民からの植樹剪定や除草要望件数の増加及び労務単価の上昇により、増額補正するもの。	道路安全課
8	道路補修	135,898	11,005	146,903	橋梁の劣化による第三者被害防止工事、市民からの振動苦情を解消する舗装繕工事件数の増加及び労務単価の上昇により増額補正するもの。	道路安全課
8	交通安全対策	52,795	△ 18,169	34,626	街路灯電気代の一括前払い契約において、燃料費調整額による電気料金の値下げにより、当初の見込みを下回ったため、減額補正するもの。	道路安全課
8	駅南口自転車駐車場管理運営	52,282	△ 2,218	50,064	契約差金が生じたため、減額補正するもの。	道路安全課
8	白子三丁目中央土地区画整理組合活動支援	409,200	22,966	432,166	区画道路の線形を一部修正するため、必要な用地の買収費用を増額補正するもの。	都市整備課
10	小学校施設整備	52,026	300,884	352,910	広沢小学校校舎非構造部材耐震化工事及び北原小学校非構造部材耐震化工事を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課
10	教育扶助(小学校)	16,946	3,206	20,152	当初見込みより学用品費及び学校給食費の支給において大幅に予算額を上回るため、増額補正するもの。	学校教育課
10	中学校施設整備	13,900	144,440	158,340	第二中学校非構造部材耐震化工事を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課

### 3 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業	金額
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金支給事業	167,323

### 4 地方債

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
広沢小学校校舎非構造部材耐震化事業	122,400
北原小学校非構造部材耐震化事業	121,000
第二中学校非構造部材耐震化事業	80,400

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
和光北インター第3公園整備事業	23,400	42,100

※和光市健全な財政運営に関する条例第9条第3項に基づく起債合計額が地方債元金償還額を上回る理由。

地方債の追加を行う3つの耐震化事業においては、市内小中学校非構造部材の耐震化が未整備の箇所について、国の補正予算(第2号)における学校施設環境改善交付金が見込まれることから、重要性及び緊急性を考慮し事業を前倒して実施するものです。

また、地方債の限度額の変更を行う和光北インター第3公園整備事業においては、社会資本整備総合交付金が減額したことから、地方債の限度額を増額して事業を実施するものです。

平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	8,272,940千円
補 正 額	7,654千円
補正後予算額	8,280,594千円

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
5	過年度分療養給付費等交付金	1	7,654	7,655	平成27年度交付額が確定し、不足額が交付されることになったため、増額補正するもの。	健 康 支 援 課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
2	退職被保険者等高額療養費	21,120	7,654	28,774	退職被保険者にかかる高額医療費が想定以上に増加しており、予算額に不足が生じる見込みのため、増額補正するもの。	健 康 支 援 課

## 平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	655,404千円
補 正 額	△ 4,699千円
補正後予算額	650,705千円

## 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
2	保険基盤安定繰入金	80,802	△ 4,699	76,103	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課

## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説 明	所 管 課
1	保険料等負担金	654,040	△ 4,699	649,341	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課

## 平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	3,382,455千円
補 正 額	4,587千円
補正後予算額	3,387,042千円

## 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	現年度分(介護給付費負担金)	519,277	628	519,905	介護給付費の補正に伴い、居宅分の国の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分(総合事業調整交付金)	1,692	52	1,744	地域支援事業費の増額補正に伴い、国の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分(地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業))	21,970	677	22,647	地域支援事業費の増額補正に伴い、国の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	現年度分(地域支援事業支援交付金)	30,757	948	31,705	地域支援事業費の増額補正に伴い、支払基金の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
4	現年度分(介護給付費負担金)	406,821	△ 628	406,193	介護給付費の補正に伴い、施設分の県の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
4	現年度分(地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業))	13,731	423	14,154	地域支援事業費の増額補正に伴い、県の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	13,731	423	14,154	地域支援事業費の増額補正に伴い、市の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費準備基金繰入金	31,943	2,064	34,007	保険福祉事業の増額補正に伴い、不足分を充当するため増額補正するもの。	長寿あんしん課



## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	居宅介護等サービス保険給付業務	859,686	17,756	877,442	当該サービスのうち訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導等の利用件数が伸びているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	地域密着型介護サービス保険給付業務	724,907	△ 20,000	704,907	整備中の定期巡回が次年度に開所となる見通しのため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	施設介護サービス保険給付業務	924,211	△ 12,574	911,637	施設の利用件数が当初見込みを下回っているため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	居宅介護等住宅改修保険給付業務	6,632	1,800	8,432	居宅介護等サービス保険給付業務に連動し、当初見込みよりも実績が上回っているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	居宅介護等サービス計画給付業務	108,876	10,818	119,694	居宅介護等サービス保険給付業務に連動し、当初見込みよりも実績が上回っているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	介護予防サービス保険給付業務	20,386	1,663	22,049	当該サービスのうち、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防通所リハビリの利用件数が伸びているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	介護予防サービス計画給付業務	2,002	537	2,539	介護予防サービス保険給付業務に連動し、当初見込みよりも実績が上回っているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
4	地域送迎	24,288	△ 3,000	21,288	利用件数が当初見込みを下回っているため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
4	食の自立・栄養改善	3,648	3,000	6,648	居宅介護等サービスの増加により、利用件数が当初見込みを上回っているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
5	介護予防・生活支援サービス事業	81,918	<b>3,384</b>	85,302	中央エリアに新規の介護予防拠点を開設するため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
8	介護予防強化サービス事業	7,146	<b>1,203</b>	8,349	総合事業の利用件数が伸びているため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,142,503		88,001	1,054,502
	市債管理基金	6,014			6,014
	学校教育施設整備基金	57,511			57,511
	公共用地取得事業基金	82,889			82,889
	公共施設整備基金	148,238			148,238
	都市基盤整備基金	203,071			203,071
	学校建設基金	0			0
	和光市まちづくり基金	26,268			26,268
	小計	1,666,494	0	88,001	1,578,493
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000			5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	454,175			454,175
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000			5,000
	介護保険介護給付費準備基金	178,126		2,064	176,062
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	647,301	0	2,064	645,237
合計	2,313,795	0	90,065	2,223,730	

※和光市まちづくり基金については、和光市まちづくり寄附条例に基づく寄附金及び当該基金の運用益金の合計額を当該基金に積み立てることとしています。平成27年度において、平成28年3月31日までに受けた寄附金及び運用益金の合計額と、当該基金への積立予算額に差額が生じたことから、その差額について補正前現在高の修正を行っています。

議案第73号	平成28年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算(第1号)						
担 当	水道業務課						
<b>【目的】</b>							
<p>今回の補正については、既定予算第3条に定める収益的収入の営業外収益を763万円増額し、収益的収入の総額を15億2,039万4,000円とし、収益的支出の営業費用を293万7,000円増額し、収益的支出の総額を12億6,307万5,000円とし、既定予算第4条に定める資本的収入に変更はありませんが、資本的支出の拡張事業費を2億2,874万4,000円減額し、資本的支出の総額を10億3,748万3,000円とするものです。</p> <p>また、拡張事業費の減額に併せ、既定予算第5条に定める継続費表中の総額を9億7,405万2,000円とし、平成28年度の年割額を3億4,629万1,000円とするものです。</p>							
<b>【内容】</b>							
収益的収入 (単位：千円)							
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	事業収益		1,512,764	7,630	1,520,394		
	2	営業外収益	199,068	7,630	206,698		
		4	消費税及び地方消費税還付金	23,377	7,630	31,007	
収益的支出 (単位：千円)							
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	事業費		1,260,138	2,937	1,263,075		
	1	営業費用	1,243,200	2,937	1,246,137		
		6	減価償却費	368,436	2,937	371,373	
資本的支出 (単位：千円)							
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本的支出		1,266,227	△ 228,744	1,037,483		
	2	拡張事業費	919,574	△ 228,744	690,830		
		2	浄水場施設費	907,243	△ 228,744	678,499	
<p>※不足する1,015,678千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんする予定です。</p>							
継続費 (単位：千円)							
款	項	事業名	総額	年度	年割額	備考	
1	資本的支出	2	974,052	平成27年度	627,761		
	拡張事業費	第8次拡張事業 南浄水場第3配水池建設事業		平成28年度	346,291		